

府中市交通安全対策審議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
 - 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると会長が認める方は、傍聴をお断りします。
 - 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言、飲食をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 撮影、録音をしない。
- ※ 会議録は事務局で作成し、公表します。また、会議の様子は本取組の周知に係る広報用に事務局で撮影し、市ホームページ等で使用する場合がありますので、ご承知おきください。
- 4 前条の規定に違反し、そのため審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。